

寄せられた意見とそれに対する市の考え方

平成23年10月1日から10月30日までの30日間、市民の皆さんから「守谷市総合計画の策定等に関する条例（案）」に対する意見を募集しました。

この期間、市民の皆さんから寄せられたご意見及びご意見に対する当市の考え方は次のとおりです。

◎第2条について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
<p>この条例は、市の総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想及びその実現を図るための基本計画（以下、総合計画）を策定することについて必要な事項を定めるものであり、また、議会の議決を経ることを別途「守谷市議会の議決すべき事件を定める条例」で規定していること理解しました。</p> <p>この条例第2条2項に、「市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を十分に聴かなければならない。」とありますが、以前、ひがし野3丁目に大型マンションが建設される際、当初の建築計画が変更され、議会でも総合計画から逸脱する高層建築物が建つと分かり、その問題が指摘されました。</p> <p>しかし、市役所は問題を是正することはできず、周辺住民と業者との話し合いも一方的に終了され、より大型のマンションが出来上がってしまいました事が思い出されます。</p> <p>今回、この条例が成立すれば、今後この様なことがなくなるのであれば幸いです。</p>	1	<p>条例の考え方について、ご理解いただきありがとうございます。</p> <p>ご意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>

◎第2条について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
<p>「市民の意見を十分に聴かなければならない」という事が、策定委員会の中に「市民公募」の委員を入れるとか、パブコメにかけると言うことを意味しているのでしょうか。</p> <p>総合計画は今後10年間の守谷市の方向性を決めるものですので、まず行政職員内で策定プロジェクトを組み叩き台を作成するような方式ではなく、まずは例えば「市制10周年記念実行委員</p>	1	<p>今回の条例制定の趣旨は、平成23年8月の地方自治法の改正により、これまで同法第2条第4項の規定により義務付けされていた自治体の基本構想（総合計画）の策定や議会の議決が廃止されたことに伴い、今後も計画的な市政運営を図るためには、引き続き基本構想の策定が必要であるとの判断から、総合計画策定の基本的な事項を条例化するものです。</p> <p>市民の意見を聴くことや参画について</p>

<p>会」の様に，市民に呼びかけそこでの論議からスタートすべき内容だと思いますが如何お考えでしょうか。</p>	<p>の手法は，その組み合わせも含め様々あり，今後，新たな手法による可能性も考慮すれば，状況に応じ，最良の手法により進めるべきものと考えます。</p> <p>よって，その手法等の細部についてまで条例に定めることは考えておりません。</p> <p>ご提案の手法も，参考とさせていただきます。</p>
---	--

◎第3条について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
<p>総合計画の変更を「発議」出来るのはあくまで市長のみとなります。【考え方】に記載してあるように，例えば変更なども議会の承認を得るとしても「発議」に関しての記載がありません。守谷の最上位の計画（方向性を決める）である以上，市民一人一人が市政に関心を持ち，参加することを本計画でも求めている以上，例えば，毎年「基本計画で設定した施策成果の「目標値」の達成度を把握するため，市民アンケートを実施」していますので，そこで，例えば「総合計画の変更若しくは見直しの検討が必要ですか？」という様な項目を加え，これを是とする比率が一定程度を超えた場合は，「市長は変更若しくは見直しを行う」と入れるべきではないでしょうか。また，総合計画を議会の議決事項とするのであれば，当然議会にも，市長に対して本計画の「変更もしくは見直し」を行う発議権をキチンと記載すべきではないでしょうか。</p>	<p>1</p>	<p>本条例の記載事項は，策定に伴う基本的な事項としております。</p> <p>ご意見の「市民アンケート等による判断」につきましては，基本的な考え方としまして，基本構想は今後10年間の将来像を定めたもの，基本計画はこれに基づく今後5年間の方向性を示したものです。</p> <p>これらの計画に基づき，今後の行政の経営方針を計画しますので，安易に変更や見直しを行うことは，行政運営に支障が生じ，市民生活に影響を与える可能性もあり，避けるべきものと考えます。</p> <p>このような観点から，計画の変更や見直しに当たっては，根幹に関わる大きな社会状況等の変化を想定しており，そういう事態は，調査等を行うまでも無く判断できるものと考えており，条文に追記することは，考えておりません。</p> <p>なお，議会につきましては，執行機関に対し，法令に基づく，多くの権限を有することから，改めて記載する必要は無いと考えます。</p>